

災害時における上下水道施設
応急対策の支援に関する協定書

郡山市上下水道局
郡山市管工事協同組合

災害時における上下水道施設応急対策の支援に関する協定書

郡山市上下水道事業管理者（以下「甲」という。）と郡山市管工事協同組合理事長（以下「乙」という。）は、地震、豪雨、大雨等の異常な天然現象又は予期できない災害の発生により甲が管理する水道施設、公共下水道施設及び農業集落排水施設が被災し、又は被災するおそれ（以下「上下水道災害等」という。）がある場合に要請する応急対策の支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（支援の要請）

第1条 甲が乙に要請する支援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 甲が所管する区域における上下水道災害等によるもの
- (2) 甲が関係機関と締結している災害時における相互応援協力の協定等に基づき、被災事業体から甲に応援要請があるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲の要請によるもの

2 甲は、乙に支援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにするとともに、災害支援要請書（別紙様式）により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により行うことができるものとし、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 上下水道災害等の状況
- (2) 必要とする車両、資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職種別人員
- (4) 支援の場所及び支援場所への経路
- (5) 支援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（支援の内容）

第2条 甲が乙に要請を行う支援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧工事
- (3) 浸水軽減等活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要な事項

（支援要員の派遣）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、ただちに支援体制を整え、支援内容に応じた車両及び必要な資機材を整備して、甲の指定する場所に派遣するものとする。

2 乙の派遣支援隊員は、甲の指示に従って作業に従事するものとする。

（支援活動の記録）

第4条 乙は、支援活動を行ったときは、必要事項を正確に記録した文書を速やかに甲に提出するものとする。

(費用負担)

第5条 この協定書に基づく乙の支援活動に要する費用は、原則として甲の定める基準により甲が負担する。

(連絡担当者等)

第6条 甲及び乙は、あらかじめ災害時等における連絡担当者を定め、上下水道災害等のときは、必要な情報を相互に交換するものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡担当者については毎年、文書をもって相手方に通知するものとし、連絡担当者に変更が生じた場合は、速やかに通知するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲、乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の日の翌日から、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定書に定められた事項に疑義が生じたとき又は定めのない事項については甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

附 則

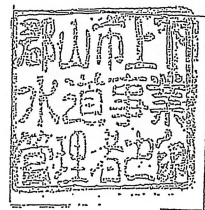
地震等災害時における水道施設復旧等の応援の関する協定書（平成17年4月1日締結）は、廃止する。

平成30年1月19日

甲 郡山市豊田町1番4号

郡山市上下水道事業管理者

小野 利信



乙 郡山市鶴見坦一丁目6番37号

郡山市管工事協同組合

理事長

伊藤 英男

